

麻しん・風しんの 予防接種はお済みですか？



麻しん・風しんの予防接種

麻しんは、「はしか」とも呼ばれ、発熱と発疹を特徴とする感染力の強い麻しんウイルスによる疾患で、風しんは、発熱、発疹、リンパ節腫脹を特徴とする風しんウイルスによる疾患です。両疾患とも季節的には春から初夏にかけて最も多く発生します。

また、風しんは、妊婦、特に妊娠初期の女性が感染すると、生まれてくる赤ちゃんが、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気がある、発達がゆっくりしている等の「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

麻しん・風しんにかからないためには、予防接種が効果的です。定期予防接種の対象の方は確実に受けていただくとともに、予防接種歴不明の方や妊娠適齢期の方など、必要に応じて予防接種についてかかりつけ医師にご相談ください。

〈定期接種の対象者〉

1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

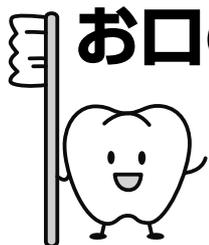
2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者(小学校入学前1年間)

※1期から2期の接種まで間隔が空きますので、2期の接種を忘れがちになります。2期についても忘れずに接種しましょう。

〈定期接種の対象者の追加〉(2022年3月31日までの3年間)

5期 風しんの抗体価が低い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生の男性

お口の健康が全身の健康に影響を与える!!



6月4日から10日は、「歯と口の健康週間」です。
お口の健康について考えてみませんか？

口のケアは、生涯にわたるQOL(生活の質)の維持・向上に欠かせません。
口の機能低下から要介護状態に…

自分の口から食事ができないと低栄養状態となり、全身の健康にも影響を与えます。

「かかりつけ歯科医」を持ち、定期的な歯科受診をすることが健康なお口を保つ近道です!!

この機会に、かかりつけ歯科医をみつけ、歯科検診を受けてみませんか？



なくそう！望まない受動喫煙。 マナーからルールへ

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。これにより、飲食店を含む、ほとんどの施設が原則屋内禁煙となり、たばこを吸わない方が受動喫煙に合う機会は大きく減少すると考えられます。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に

多くの施設において、屋内が原則禁煙となります

改正法により、多数の者が利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道等車両、飲食店等の施設において、原則屋内禁煙となります。

学校・病院・児童福祉施設等、行政機関については、2019年7月1日から屋内は完全禁煙となり、喫煙室等の設備を設けることもできません。

*ただし、こうした施設の屋外には、必要な措置が取られた場所に限り、喫煙場所の設置ができます。

屋内において喫煙が可能となる、各種喫煙室があります

改正法では、施設における事業の内容や経営規模への配慮から、この類型・場所ごとに、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。各喫煙室については、それぞれ設置可能となる条件が異なります。

喫煙専用室



- たばこの喫煙が可能
- × 飲食等の提供不可

一般的な事業者が適合

加熱式たばこ専用喫煙室



- △ 加熱式たばこに限定
- 飲食等の提供可能

一般的な事業者が適合
(経過措置)

喫煙可能室



- たばこの喫煙が可能
- 飲食等の提供可能

既存特定飲食提供施設に
限定(経過措置)

全面施行へ向けたスケジュール

施行は、2020年4月からの全面施行へ向けて段階的に進められる予定です。

2019年		2020年	
7月	9月(ラグビーW杯)	4月	7月(東京オリパラ)
1/24 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)			
		7/1 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) 原則敷地内禁煙	
		4/1 全面施行(上記以外の施設等) 原則屋内禁煙	